

山口大学理学部後援会資格取得等報奨金制度に関する要項

平成31年3月5日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学理学部の学生（理学系の大学院生を含む。以下同じ。）の在学中における資格取得等を奨励するとともに、自発的な学習を促進し、もって当該学生の資質向上に寄与することを目的として整備する山口大学理学部後援会資格取得等報奨金（以下「報奨金」という。）制度に関し必要な事項を定める。

(申請資格者)

第2条 報奨金の申請ができる者は、保護者が山口大学理学部後援会（以下「後援会」という。）の会員である学生とする。

(支給対象となる資格・試験，給付額等)

第3条 報奨金の支給対象となる資格・試験，給付額等は、別表1及び2のとおりとする。ただし、同表中の給付額については上限額とし、当該年度の予算状況により減額する場合がある。

2 別表2に定めるもののほか、それらと同等以上の資格・試験の取得等と後援会長が認める場合には、報奨金を給付することがある。

(申請)

第4条 報奨金を申請しようとする者は、別記様式の申請書に、当該資格等の取得を証明することができる書類（資格認定書等の写し）を添付の上、後援会事務局（理学部予算管理係）に提出するものとする。

2 前項の申請は、当該資格等を受験した年度の翌年度4月30日までに提出しなければならない。

3 国際コミュニケーション英語能力テスト（以下「TOEIC」という。）に係る報奨金申請は、一受験年度につき1回に限り申請できるものとする。ただし、年度を異にして再び申請する場合には、過去に申請した区分より上位の区分に限り申請できるものとする。

4 その他の資格・試験の取得等に係る報奨金申請は、申請者1人につき1資格又は1試験に限り申請できるものとし、かつ、学部及び大学院の各在籍期間中において、それぞれ1回に限り申請できるものとする。

(給付)

第5条 報奨金の給付決定は、後援会事務局長が行う。

2 報奨金の給付決定をしたときは、文書により申請者へ通知するものとする。

3 後援会事務局長は、報奨金を給付した件数等について、後援会役員会において報

告しなければならない。

(事務)

第6条 報奨金制度に関する事務は、後援会事務局において処理する。

(改廃)

第7条 この要項の改廃は、後援会役員会構成員のうちの学内委員での協議を経て、後援会役員会において行う。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、報奨金制度に関し必要な事項は、後援会事務局が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要項に基づく報奨金の申請は、前項の施行日以降に取得した資格等について、適用する。

別表 1 (第 3 条第 1 項関係)

TOE I C 関係

申請区分	TOE I C での取得スコア	給付額
1	学部 1 年生の間に, 400点~500点未満	1, 000円
2	学部 1・2 年生の間に, 500点~600点未満	2, 000円
3	600点~750点未満	4, 000円
4	750点~850点未満	5, 000円
5	850点以上	10, 000円

※学部 1・2 年生の間に600点以上のスコアを取得した者は, 申請区分 3 以上に申請

別表 2 (第 3 条第 1 項関係)

その他の資格・試験の取得等関係

資格・試験名	給付額
応用地形判読士	20, 000円
基本情報技術者試験	8, 000円
応用情報技術者試験	8, 000円
高压ガス製造保安責任者 (甲種)	15, 000円
危険物取扱者 (甲種)	8, 000円
非破壊検査技術者	20, 000円
第 1 種放射線取扱主任者	16, 000円
第 2 種放射線取扱主任者	12, 000円
エックス線作業主任者	8, 000円
気象予報士	30, 000円
生物分類技能検定 2 級	8, 000円

別記様式（第4条第1項関係）

年 月 日

理学部後援会事務局長 殿

(申請者)
所属学科等・学年
氏名 印

山口大学理学部後援会資格取得等報奨金申請書

このたび、下記の資格等を取得しましたので、山口大学理学部後援会資格取得等報奨金制度に関する要項第4条の規定に基づき、報奨金の給付を申請します。

記

資格等の名称：
取得等年月日：

※当該資格等の取得を証明することができる書類（資格認定書等の写し）を添付すること。